

令和7年4月1日現在

「わがまち特例」による固定資産税の特例措置(償却資産分抜粋)						
No.	特例措置対象資産 (具体例)	町税 条例	根拠規定 (地方税法)	資産の取得時 期 (※5)	特例の 適用期 間(※ 5)	特例 割合
①	家庭的保育事業の用に直接供する家屋および償却資産	第61条 の2第1項	法第349条 の3第28項	H29.4.1～	期限なし	1/2
②	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋および償却資産	第61条 の2第2項	法第349条 の3第29項			1/2
③	事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋および償却資産	第61条 の2第3項	法第349条 の3第30項			1/2
④	公害防止用設備(污水又は廃液処理施設) (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等)	附則第 10条の 2第1項	法附則第15 条第2項第 1号	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	1/2
⑤	公害防止用設備(下水道除害施設) (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等)	附則第 10条の 2第2項	法附則第15 条第2項第 5号			4/5 (※ 3)
⑥	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光発電設備) (総務省令で定める規模=1,000kW未満のもの)	附則第 10条の 2第3項	法附則第15 条第25項第 1号イ	R6.4.1～ R8.3.31	3年度 分	2/3
⑦	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(風力発電設備) (総務省令で定める規模=20kW以上のもの)	附則第 10条の 2第4項	法附則第15 条第25項第 1号ロ			2/3

⑧	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(地熱発電設備) (総務省令で定める規模 = 1,000kw 未満のもの)	附則第10条の2第5項	法附則第15条第25項第1号ハ			2/3
⑨	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(バイオマス発電設備) (総務省令で定める規模 = 1,000kw 以上 20,000kw 未満のもの)	附則第10条の2第6項	法附則第15条第25項第1号ニ			2/3
⑩	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(バイオマス発電設備) (総務省令で定める規模 = 10,000kw 以上 20,000kw 未満のもの) * 令和6年度より新規	附則第10条の2第7項	法附則第15条第25項第2号			6/7
⑪	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光発電設備) (⑧以外 = 1,000kw 以上のもの)	附則第10条の2第8項	法附則第15条第25項第3号イ			3/4
⑫	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(風力発電設備) (⑨以外 = 20kw 未満のもの)	附則第10条の2第9項	法附則第15条第25項第3号ロ			3/4
⑬	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(水力発電設備) (総務省令で定める規模 = 5000kw 以上のもの)	附則第10条の2第10項	法附則第15条第25項第3号ハ			3/4
⑭	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(水力発電設備) (⑩以外 = 5,000kw 未満のもの)	附則第10条の2第11項	法附則第15条第25項第4号イ			1/2

(15)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(地熱発電設備) (⑪以外 = 1,000kW 以上のもの)	附則第10条の2第12項	法附則第15条第25項第4号口			1/2
(16)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(バイオマス発電設備) (総務省令で定める規模 = 10,000kW 未満のもの)	附則第10条の2第13項	法附則第15条第25項第4号ハ			1/2

※1 税額を減額する割合（税額を $2/3$ 減額する。つまり、税額が $1/3$ となる。）

（注）特例割合は、課税標準に対する軽減割合である。

※2 特例対象資産とは、家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）並びに構築物をいう。

※3 令和4年4月1日以降に建設した設備について適用する。（それ以前のものの軽減割合は、4分の3）